

議案第95号

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷区役所駐車場を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号から第4号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第6号中「とき。」を「とき」に改める。

別表第1世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第1の2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項及び別表第3世田谷区立世田谷区役所駐車場の項を削る。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第9条の改正規定（同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。